

高知工業高等専門学校特別研究員受入規則

制 定 平成27年6月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）において調査・研究等に従事する特別研究員の受け入れの取扱いについて定める。

(諸規則との関係)

第2条 特別研究員の受け入れに関し、別に適用すべき規則がある場合には、当該規則の定めるところによるものとする。

(定義)

第3条 特別研究員は、次の各号のいずれかに該当する者で、受入教員の下で専門分野の研究に従事する者とする。

(1) 日本学術振興会の特別研究員または外国人特別研究員として採用された者

(2) 競争的資金プロジェクトに従事するために独立行政法人等から派遣された研究員

(手続)

第4条 特別研究員を受け入れようとする教員は、別に定める様式により、校長に申請するものとする。

2 校長は、前項の申請があったときは、本校の教育研究に支障のない限り、受け入れを許可する。

(期間)

第5条 特別研究員の受入期間は、特別の事情がある場合を除き、1か月以上1年以内とする。

ただし、必要がある場合は、その期間を延長することができる。

(期間等の変更)

第6条 特別研究員が研究を中断若しくは中止し、または研究期間その他の事項を変更しようとするときは、速やかに校長に届け出なければならない。

2 病気その他の理由により、研究を継続することが不相当と認められる特別研究員には、受入教員の申し出により、校長は研究の中止を命ずることがある。

(待遇等)

第7条 特別研究員には、別に定めのある場合を除き、給与、研究費等は支給しない。

(研究料)

第8条 特別研究員から研究料は、徴収しない。

(施設・設備等の利用)

第9条 特別研究員は、研究する上で必要な施設、設備等を利用することができる。

(知的財産の取扱い)

第10条 研究により、高知工業高等専門学校知的財産委員会規則第2条に規定する事項が発生した場合の取扱いは、同規則の定めるところによる。

(規則等の遵守)

第11条 特別研究員は、本校の規則等を遵守しなければならない。

(事務)

第12条 特別研究員に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、特別研究員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月18日から施行する。

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

(受入教員)
 所属学科・専攻
 職 名
 氏 名



高知工業高等専門学校特別研究員受入申請書

高知工業高等専門学校特別研究員として、下記の者を受け入れたいので申請します。

記

(ふりがな) 氏 名			
生 年 月 日		性 別	男 ・ 女
住 所			
最終学歴・学位			
研究目的及び 研 究 内 容			
受 入 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
受 入 理 由			
その他参考と な る 事 項			

注) 採用通知書(写)等関係書類を添付すること。